

成田空港地域共生・共栄会議 協働事業募集要綱

(令和8年度実施事業)

1. 公募の趣旨

成田空港地域共生・共栄会議（以下「共生・共栄会議」という。）では、成田国際空港（以下「成田空港」という。）を核とした地域振興、観光振興又は景観形成等の地域の共栄に係る取り組みを行っている。

今回、成田市、富里市、山武市、香取市、多古町、芝山町、横芝光町、栄町及び神崎町（以下「成田空港周辺地域」という。）の共栄につながる客観的な視点、新たなアイデアやノウハウを集積するため、広く一般から「共栄につながる事業」を募集する。

審査により選定された事業は、事業実施団体及び共生・共栄会議の共栄ワーキンググループ（以下「共栄WG」という。）が協働で実施するものとする。

2. 募集

(1) 対象団体

本事業に応募できる団体は、民間団体等（民間企業、事業組合、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、独立行政法人、国立大学法人、学校法人等）及び任意団体とし、以下の要件を満たす団体に限る。（なお、任意団体の場合、本事業を公平かつ効果的に取り組むことができる団体であって、組織体制と運営方法等について定めた規約及び代表者の定めがあり、事業実施及び会計の手続を適正に行うことができる体制を有していることを条件とする。）

- 1 応募しようとする民間団体等及び任意団体は、本件募集に係る実施年度以前に団体の活動実績が1年以上あること。
- 2 応募しようとする民間団体等及び任意団体の役員に成田空港周辺自治体、国、千葉県もしくは成田国際空港株式会社の職員が含まれていないこと。

(2) 対象地域

成田空港周辺地域（成田市、富里市、山武市、香取市、多古町、芝山町、横芝光町、栄町及び神崎町）

(3) 対象事業

以下の要件を全て満たす事業を対象とする。

- 1 成田空港周辺地域の地域振興、観光振興又は景観形成等につながる事業であること。
- 2 成田空港周辺地域の連携強化に資する事業であること。よって、2市町以上を事業の対象地域とする企画であることが望ましい。
- 3 特定の民間団体等及び任意団体の利益を目的とした事業ではないこと。

(4) 協定書の締結

協働事業の実施にあたって、事業実施団体及び共生・共栄会議は、事業の基本的事項及び負担金に関する協定書を締結するものとする。

(5) 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(6) 成田空港地域共生・共栄会議が負担する金額（以下「負担金」という。）

- 1 負担金の額は1事業100万円以下（税込）とする。
- 2 負担金の交付は、当該実施年度において1団体1事業とする。
- 3 同一団体に対する交付は連続3回を上限とする。
- 4 当該事業を実施する団体が、本事業の実施に直接的な関係性のある形で、物品販売収入、参加料収入、協賛金受領、広告掲載料の徴取など収益を得る場合で、負担金の交付対象となる経費額からこれらの収益金を控除した額（以下「控除後の額」という。）が100万円未満となる場合は、控除後の額を交付限度額とする。
- 5 負担金は、事業実施団体が共生・共栄会議に対して3か月ごとに下記の資料を提出し、共生・共栄会議において厳格に審査したうえで、支出が適当であると判断された場合、交付することとする。

ただし、共生・共栄会議が、あらかじめ特に必要と認める経費については、負担金の額の範囲内で、当該経費の支払い事由発生後、直ちに、当該経費に係る額を交付することができることとする。

- ① 事業収支報告書
- ② 負担金交付申請書
- ③ 交付対象経費に係る領収書

(7) 交付対象経費

本事業に係る費用のうち、交付対象となる経費は、選定された事業の実施に係る以下の経費とする。

- ① 企画運営費（人件費など）
- ② 催事費（イベント会場費、諸謝金、会場設営費）
- ③ 印刷製本費（チラシ・ポスター制作費など）
- ④ 通信運搬費
- ⑤ 広告宣伝費
- ⑥ 地域特産品企画・開発経費（商品パッケージデザイン開発費、試作品の制作費、販路開拓のための調査経費など）

なお、本事業に選定された後、事業実施のための準備に必要な経費として共生・共栄会議が認めた場合は交付対象とする。

※ 対象とならない経費の具体例

- ① 本事業に直接関係ない経費（団体の通常運営に要する費用等）
- ② 本事業に選定される前の経費
- ③ 実施期間内に実施されない活動に係る経費
- ④ 国、千葉県、その他の行政機関から別途、補助金、支援金、委託費などが支給され、又は支給が予定されている場合、当該部分について対象外の経費となる（二重の支援は認めない）。
- ⑤ 施設整備費等（建物等の管理費、建築・土木委託費等）の経費
- ⑥ 備品購入費
- ⑦ （作業に伴う弁当、茶菓を除く）飲食費
- ⑧ 領収書等により、支払ったことを明確に確認することができない経費

ただし、上記に該当するものでも必要な経費として共生・共栄会議が認めた場合は交付対象とする。

（８）選定事業数

２事業以内（１団体１事業）

３．応募方法

（１）提出書類

下記に示す様式に必要事項を記入のうえ、申込み・問合せ先へ、次の（２）に掲げるいずれかの方法により提出すること。様式は、「成田空港地域共生・共栄会議」のホームページからダウンロードできる。

【提出書類】

事業提案書（様式１）

応募団体概要（様式２）

事業計画書（様式３）

収支計画書（様式４）

誓約書（様式５）

定款・会則等

会員名簿

団体の直近１年間の事業報告・決算書

参考資料（会報、パンフレット等）※提出は任意

※その他必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

【応募条件】

- ・事業は、公募の趣旨に合うものとし、第三者の権利を侵害しない内容であること。
- ・公序良俗に反する内容を含む企画は対象外とする。

(2) 提出方法

ア ホームページの場合

提出書類（必要に応じて参考資料）を一式〈電子データ〉で送信する。

イ 郵送または持参の場合

提出書類2部及び電子媒体(CD-R)一式を申込み・問合せ先まで提出する。

※ CD-Rでの提出が困難な場合は提出方法を相談することができる。

(3) 応募受付期間

令和7年9月1日(月)～同年10月31日(金) 必着

※直接持参する場合は、火曜日から土曜日の平日に提出すること。

営業時間外の提出は郵便受けに投函すること。

(4) スケジュール(予定)

令和7年度	9～10月	事業の募集
	11～12月	第一次審査・第二次審査・選定結果の通知
令和8年	1～3月	事業計画の策定
令和8年度	4月	協定書締結、事業の開始

4. 選定方法

(1) 審査における考え方

審査においては、地域の特色を活かした企画であることを高く評価する。また、先進性、実現可能性（実績を含む。）、継続性、波及効果、発展性などの視点を重視する。

(2) 第一次審査（書面審査）

応募事業企画については、共栄WG委員が「(1) 審査における考え方」に基づき書面審査を行い、第二次審査に進む事業を選定する。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション）

第二次審査に進んだ事業の提案者は、共栄WG委員を審査員とする審査会においてプレゼンテーション（提案事業説明・質疑応答等）を行い、審査員は、「(1) 審査における考え方」に照らして評価し、交付対象事業を決定する。

(4) 事業の決定

- ① 審査員は、プレゼンテーションを行った事業について「(1) 審査における考え方」に照らして事業の評価を行う。
- ② 評価の高い事業から交付事業を決定するものとする。
- ③ 選考結果については、各団体に選考結果通知書により通知することとする。

- ④ 選定された事業については、事業実施団体と共生・共栄会議が役割の分担、経費、成果の帰属等の詳細を協議し、協定書等の文書によって確認する。

※ 応募団体の役員又は構成員に共栄WG委員が含まれる場合は、当該委員は審査員から外れるものとする。

5. 実績報告

事業実施団体は、事業が完了したときは、その完了した日から起算して30日以内に、下記に示す様式の資料を共生・共栄会議に提出しなければならない。

- ① 事業実績報告書
- ② 事業収支決算書
- ③ その他共生・共栄会議が必要と認める書類

6. その他

事業実施団体には、本事業完了後も共栄WGの取組に参画していただくよう要請する。

申込み・問合せ先

成田空港地域共生・共栄会議 事務局

〒289-1608

千葉県山武郡芝山町岩山113-2

電話 0479-85-7715

FAX 0479-85-7716